

平成 28 年 1 月 27 日

平成 27 年度協議会臨時会議案書 (案)

目 次

議 案 番 号	議 案 の 件 名	頁
議 案 第 1 号	「相模川流域下水道の維持管理に関する原則」の一部改正について	1

議案第 1 号

「相模川流域下水道の維持管理に関する原則」の一部改正について

「相模川流域下水道の維持管理に関する原則」の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 25 条の 6」を「第 25 条の 14」に改める。

第 6 条を次のように改める。

- 6 流域下水道施設設置に係る県分の資本費の維持管理負担金への算入については、平成 28 年度から検討していくこととする。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

「相模川流域下水道の維持管理に関する原則」新旧対照表

新	旧
<p>1 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 【略】</p> <p>4 【略】</p> <p>5 下水道法第9条の規定による関連公共下水道の処理開始の公示は、<u>下水道法第25条の14</u>に基づく流域下水道の供用開始の通知及び接続並びに流入について、<u>県の承認を得た後</u>に行うものとする。</p> <p>6 流域下水道施設設置に係る県分の資本費の維持管理負担金への算入については、<u>平成28年度から検討していくこととする。</u></p> <p>附 則 この改正は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この改正は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>	<p>1 流域下水道の維持管理は県が直接これを行う。</p> <p>2 関連市町は県の行う維持管理について、協同一致の精神に従い、協力を惜しまないものとする。</p> <p>3 流域下水道の維持管理費については、原則として流域下水道を使用する関連市町が負担するものとし、維持管理負担金は、各年度の維持管理に要する費用から県が負担する費用（一般管理費のうち常勤役員報酬の1/2、水質管理費の公費の1/2、調査研究費の1/2及び広報費の1/2の額）を除いた額を直接維持管理費及び間接維持管理費については実績流入量の割合により、雨天時増水対策費については実績の雨天時浸入水量の割合により、関連市町が負担するものとする。</p> <p>4 関連市町は下水道法第12条の規定により、除害施設の設置等に関する条例を定め、流域下水道施設の機能を妨げ、又は損傷することのないよう努めるとともに、排水設備の検査等を励行するものとする。</p> <p>5 下水道法第9条の規定による関連公共下水道の処理開始の公示は、<u>下水道法第25条の6</u>に基づく流域下水道の供用開始の通知及び接続並びに流入について、<u>県の承認を得た後</u>に行うものとする。</p> <p>6 流域下水道施設設置に係る県分の資本費の維持管理負担金への算入については、<u>全関連市町が市町分の資本費を概ね回収した時点で検討し、定めることとする。</u></p> <p>附 則 この改正は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この改正は、平成24年4月1日から施行する。</p>

相模川流域下水道の維持管理に関する原則

(改正後の全文)

- 1 流域下水道の維持管理は県が直接これを行う。
- 2 関連市町は県の行う維持管理について、協同一致の精神に従い、協力を惜しまないものとする。
- 3 流域下水道の維持管理費については、原則として流域下水道を使用する関連市町が負担するものとし、維持管理負担金は、各年度の維持管理に要する費用から県が負担する費用（一般管理費のうち常勤役員報酬の1/2、水質管理費の公費の1/2、調査研究費の1/2及び広報費の1/2の額）を除いた額を直接維持管理費及び間接維持管理費については実績流入量の割合により、雨天時増水対策費については実績の雨天時浸入水量の割合により、関連市町が負担するものとする。
- 4 関連市町は下水道法第12条の規定により、除害施設の設置等に関する条例を定め、流域下水道施設の機能を妨げ、又は損傷することのないよう努めるとともに、排水設備の検査等を励行するものとする。
- 5 下水道法第9条の規定による関連公共下水道の処理開始の公示は、下水道法第25条の14に基づく流域下水道の供用開始の通知及び接続並びに流入について、県の承認を得た後に行うものとする。
- 6 流域下水道施設設置に係る県分の資本費の維持管理負担金への算入については、平成28年度から検討していくこととする。

附 則

この原則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この原則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この原則は、平成28年4月1日から施行する。